



基調講演

性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか

講演者：弁護士（第一東京弁護士会・犯罪被害者に関する委員会委員） 上谷さくら氏

きょうは「被害回復のために法や現場はどうあるべきか」というテーマでお話しさせていただきます。

2017年(平成29)に刑法の性犯罪に関する規定が初めて大幅改正されました。刑法は1907年(明治40)に制定された古い法律です。改正されたのは大きくは三つ。強姦罪が強制性交等罪に変わり、親告罪が非親告罪となり、監護者の罪が創設されました。

強姦罪は陰性交だけでしたが、実行行為に口腔性交と肛門性交が加わり3類型になりました。幼い場合、口腔性交の被害ですが、これまでは強制わいせつ罪にしかならなかった。刑は非常に軽く、ほぼ執行猶予が付くという理不尽な状況だったのが改善されました。置き去りにされていた男性や性的マイノリティの方も被害回復できる筋道が立ったと思います。

刑の下限が懲役5年に引き上げになりました。よほどの事情がないと執行猶予は付かず、基本的には刑務所に行く。被害者の方も安心できます。

親告罪が非親告罪となったことで告訴が不要になりました。親告罪では告訴がないと起訴できません。事件にしてほしくない方の気持ちに配慮してのことです。ただ、警察まで相談に行くのは処罰を求めている場合が大半で、ほとんどが親告罪ということを知らずに警察に行くわけです。だから、告訴しないと事件にできないと

言われると非常にショックを受け、警察や司法への不信感につながっていました。告訴が不要になり、その点は解消されました。一方で事件にしたいくない被害者もいます。非親告罪になっても、検察官が被害者の意思を無視して勝手に起訴するという事は行われていません。

新しくできた監護者の罪は、18歳未満の者に監護者であることの影響力に乗じて性交などをする犯罪です。暴行・脅迫がなくても、性的行為やわいせつ行為、性交があれば起訴できるようになりました。13歳から17歳の子に、例えば父親による性行為の際に暴力や脅迫があったか質問され、「そこまでなかったけど、言いなりになるしかなかった」と話すことが、どれだけ過酷だったことか。

110年ぶりの大幅な改正で、いろんな積み残しがあります。急に変えることへのアレルギーや国民感覚が付いてくるかという問題もあります。そこで、改正の際に3年後に見直し作業をするという付帯決議が付きまして。見直しに向け性被害の実態調査や刑法改正のための検討会が行われ、法制審議会では昨年10月から議論され

上谷さくら氏

ています。来年3月を目途に何とかまとめるのではと
 言われています。

法制審議会での議論というのは、強制わいせつや強
 制性交等罪の暴行・脅迫の要件、それから準強制わい
 せつ、準強制性交等罪の心神喪失や抗拒不能の要件を
 どうするか、です。強制わいせつや強制性交等の性的
 同意年齢の引き上げも議論されています。性的行為に
 同意する能力があると見なされる年齢のことで、日本
 は13歳です。つい最近までランドセルを背負っていた
 子どもたちに性的同意の能力があるのか普通に考えて
 疑問ですけど、あるという人たちは結構いる。けれど、
 日本は世界的に見てもあまりにも低いこともあって、16
 歳を軸に検討されています。

地位関係性を利用した行為の新設も議論されていま
 す。先ほどの監護者以外にも、加害者が被害者に一定
 の影響力を有する場合、地位の優劣関係を利用した性
 行為に新たな罪を創設するべきかという問題です。例
 えば学生ではスポーツの監督と選手とか、大人になれば
 上司と部下、お得意様やお客さんとかの関係で、抵抗し
 なかったために犯罪にならず泣き寝入りするケースが
 かなりあります。ただ、どう条文に落とし込むのか、かな
 り難しい問題です。

強制わいせつ罪の見直しでは、指や器具の挿入も被
 害者にとっては強制性交等罪と同等の法益侵害があり、
 体を侵襲されるという観点から議論されています。さら
 に配偶者間で強制性交等罪などが成立することの明
 確化です。現行法でも配偶者間でレイプは成立しま
 す。あまり理解されていない。配偶者間であっても強
 制的な、暴力的な性被害を許さないという意味で条文へ
 の明記が検討されています。そしてグルーミング行為の
 新設。グルーミングとは手なすけという意味です。ここ
 数年、SNSなどによるグルーミングで子どもへの性的
 接触や搾取が増えています。そこで、一定の年齢未満の
 者への性的行為を目的としたグルーミング行為を処罰
 する規定を創設すべきではないかという議論です。

次は手続法で、公訴時効の見直しです。現在、強制わ
 いせつの時効は7年、強制性交等罪は10年です。性被
 害では訴えようと決意するのに長い時間がかかります。
 特に年少者の被害は、成長してからではほぼ時効にな
 ってしまう。こういった性被害の特殊性を考慮して、公訴

時効を撤廃か延長すべ
 きではという議論が前
 向きに進んでいるよう
 です。また、主に子どもが
 被害に遭った場合に、1
 回だけ事情を聞いて録
 音録画することも考えら
 れています。何回も聞く

事による二次被害を避けるという趣旨です。盗撮に対
 する処罰と画像などを確実に剥奪できないかとの問題
 意識でも議論されています。スマートフォンの普及で盗
 撮は飛躍的に増え、画像がネットで売買されていますが、
 被害に気づいた時には大変ことになっています。条例で
 はなく、刑法で一律に処罰することが前向きに議論され
 ています。性的画像を没収、消去できる法律も作ろうと
 されています。

実は法制審から落ちた論点があります。家庭内で子
 どもの被害が長期的に続くことがあります。日にちが
 特定なされない限り立件できない。どうにかならな
 いかという問題ですが、法律的な壁が高い。特定しない
 と加害者の側は防御できないということ。壁がクリア
 できずに見送られましたが、問題を放置していいとは思
 っていません。それから、被害者の性的な経験や傾向
 に関する証拠を裁判に出すことを原則禁止するべきか。
 弁護士や検察官による言葉で被害者は傷つき、突き刺さ
 った言葉はもう取れない。法制化は難しいけれど、こ
 ういう議論もされるようになり進歩かなと思っています。

次に被害者支援センターとの連携についてですが、被
 害回復には不可欠です。私が被害者支援をする時、被
 害者の心理にフォローが付いてないと恐ろしくてできな
 い。傷ついてしまったら意味がないので、必ず支援セン
 ターと相談をします。支援センターに巡り合えたかどう
 かで、その後の被害回復が全然違います。どこで被害
 に遭っても等しく充実した支援が受けられるように全国
 で統一した研修を受け、支援の内容を可視化していくシ
 ステム作りをしないと、被害者の回復にはならないと思
 っています。

性犯罪被害者に対する根強い偏見があります。派手
 な格好をしていたから被害に遭うのだというような偏見
 が蔓延して、被害者も自分が悪かったのではと思っ
 てしまいます。早い時期からの性教育の充実が不可欠だ
 と思っています。教育、報道、研修などによる国民意識の
 向上、そして弁護士、検察官、裁判所の法曹三者、医療
 従事者の意識改革が必要です。

きょうは課題をたくさん述べましたが、課題がある
 ということは改善の余地があるということです。私はいろ
 んな関係機関とかかわって、変わりつつあると思います。
 いろいろと問題点があることを知ったうえで、性犯罪被
 害者が被害回復できるために、私たちはこれからも努力
 していこうと思っています。